

札幌市障がい者スポーツ競技用具貸出要綱

〔平成30年8月8日スポーツ局長決裁〕

(目的)

第1条 本事業は、札幌市が所有する障がい者スポーツの競技用具（以下「競技用具」という。）を無償で貸与することにより、障がい者スポーツの普及促進を図り、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しめる環境をつくることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業は、札幌市スポーツ局スポーツ部企画事業課（以下「企画事業課」という。）が行う。

(対象)

第3条 競技用具の貸し出しは、以下のいずれかの者に対して行う。

- (1) 営利目的ではなく、障がい者スポーツの普及促進に寄与すると認められる事業で、原則として市内で開催される事業の主催者
- (2) 市内で活動する団体または札幌市民で、大会もしくは試合、又は練習もしくは合宿に参加するために競技用具を必要とする
- (3) 前2号にかかわらず、市長が特に認める事業の主催者や団体、個人

(申請)

第4条 競技用具の貸し出しを希望する者は、事業または大会等の実施日の6カ月前から2週間前までの間に、希望する内容を企画事業課へ連絡する。

- 2 前項までの規定により連絡を行った者は、貸し出しを希望する日から起算して5営業日前までに企画事業課に申請するものとする。ただし、使用が確定していない場合においては、申請を行うことができない。

(決定)

第5条 企画事業課は、第4条第2項の規定により申請のあった競技用具について、目的や内容を勘案し、貸し出しの可否を決定する。

- 2 前項の規定により貸し出しすることを決定したときは、使用承諾書により申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第6条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく企画事業課へ連絡しなければならない。また、競技用具の貸し出しが不要になった場合も同様とする。

(決定の取消・変更)

第7条 第5条の規定により貸し出しすることを決定した場合においても、競技用具の破損時等、やむを得ない事情により、決定を取り消す又は内容の一部を変更する場合がある。

- 2 前項の規定により決定の取り消し又は内容の一部が変更となった場合の不利益について、札幌市は一切の責任を負わない。

(競技用具の返却)

第8条 申請者は、定められた期限までに、競技用具を保管場所に返却しなければならない。

(破損・紛失時等の扱い)

第9条 競技用具の貸出時において、破損・紛失等が生じた場合は、申請者が責任をもって修理または弁償しなければならない。

(報告)

第10条 申請者は、競技用具を返却した日から起算して2週間以内に、企画事業課に使用内容を報告しなければならない。

(事故発生時における責任)

第11条 競技用具の使用時及び運搬中等に事故が発生した場合において、札幌市は一切の責任を負わない。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、スポーツ局スポーツ部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月8日から施行する。

附 則 令和3年3月1日一部改正

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 令和4年3月30日一部改正

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。